

第25回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 令和元年7月9日（火）13：30～13：40

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館5階共用C会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会

岡委員長、佐野委員、中西委員

内閣府原子力政策担当室

竹内参事官

原子力規制庁

山口安全管理調査官、浅沼安全審査官

4. 議 題

(1) 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号炉発電用原子炉施設の変更）並びに日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可（発電用原子炉施設の変更）について（諮問）（原子力規制庁）

(2) その他

5. 配布資料

(1-1-1) 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号炉発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について

(1-1-2) 関西電力株式会社高浜発電所原子炉設置変更許可申請（1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更）の概要について

(1-2-1) 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取について

(1-2-2) 日本原子力発電株式会社東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請（発電用原子炉施設の変更）の概要について

6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間になりましたので、ただいまから第25回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題ですが、一つ目は関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可(1号、2号、3号及び4号炉発電用原子炉施設の変更)並びに日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可(発電用原子炉施設の変更)について(諮問)、二つ目がその他です。

本日の会議は14時を目途に進行させていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(竹内参事官) それでは、議題1でございます。関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可(1、2、3、4号炉発電用原子炉施設の変更)並びに日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可についての諮問でございます。

それでは、原子力規制庁、山口安全管理調査官、浅沼安全審査官にお越しいただいております。説明の方をよろしく願いいたします。

(山口安全管理調査官) 原子力規制庁の山口と申します。本日は、原子力規制委員会の方で審査結果取りまとめました、関西電力株式会社高浜発電所、それから日本原子力発電東海第二発電所に係ります変更許可申請の結果につきまして御説明に上がりました。両発電所とも同じ内容の申請になっておりますので、関西電力の高浜発電所の方の資料を例に、高浜発電所版で御説明をさせていただきたいと思っております。

本日御用意しております資料、2種類ございます。

資料1-1-1こちらが原子力規制委員会から原子力委員会殿に宛てましたかがみ文、意見聴取についてというかがみ文でございます。

それからもう一種類が資料1-1-2、こちらは今回、関西電力から提出されました申請の概要でございます

まず、ちょっと資料の順番前後しますが、申請の中身から御説明をさせていただきたいと思っております。資料1-1-2を御覧いただければと思っております。

1枚めくっていただきまして、まず、この申請の概要でございますけれども、(3)変更の内容でございます。関西電力は高浜発電所の原子炉設置許可申請書の記載事項のうち、5番の「原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備」を変更するという内容でございます。

そして、その理由といたしましては、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及

び設備の基準に関する規則の改正に伴いまして、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉におけます地震時の燃料被覆材の閉じ込め機能の維持に係ります設計方針を追加するというものでございます。

補足させていただきますと、原子力規制委員会の方で、設置許可の審査の基準の見直しを行いました。燃料被覆材につきまして、地震時の閉じ込め機能を維持することということで、これまで余り明確になっていなかったところを、条文上、明確にしたというものでございます。実態上、地震時の荷重でございますとか、地震時の実際の評価につきましては、これまでも燃料の運転時の挙動について地震時の荷重といったものを入力しまして、冷却のための形状が維持されていることにつきましては確認はされてきてございます。

今回提出されました内容は今申し上げたとおりの内容でございます、具体的に規制委員会で審査をいたしまして、その結果につきまして、資料1-1-1の方で御説明をさせていただきます。

1枚目でございますけれども、関西電力高浜発電所の原子炉設備変更許可申請に関します意見の聴取について、一番下でございますけれども、別紙のとおり、原子炉等規制法第1条、43条の3の8第2項において準用する43条3の6第3項の規定に基づきまして、別紙のとおり、同条第1項第1号に規定します基準の適用につきまして意見を求めさせていただいております。

次のページでございます。具体的に私どもの方で審査をいたしました結果でございますけれども、この許可の基準への適合についてということでございます。

具体的には、下の方の Paragraph で何点かポツをつけさせていただいておりますけれども、まず一つ目が、発電用原子炉の使用の目的でございます。こちらは、当該申請におきましても目的の変更があったものではございません。

2番目、使用済燃料につきましては、原子力発電におけます使用済燃料の再処理等の実施に関する法律に基づく拠出金の納付先でございます使用済燃料再処理機構から受託した国内再処理事業者において再処理を行うとして、ルール、原則に対しまして、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針がこれまで示されてございますけれども、こちらに変更はございません。

3番目でございますが、海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金方の下で我が国が原子力の平和利用に関します協力のための協定を締結しております国の再処理事業者において実施する、あるいは、海外再処理によって得られますプルトニウムは国内に持ち

帰る、また、再処理によって得られますプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更があるものではないということも確認をさせていただきます。

最後に、今申し上げたもの以外の取扱いを必要とするような使用済燃料が生じた場合におきましては、1号、2号発電用原子炉につきましては、これまで許可をいたしました記載を適用するという方針に、記載はないということにつきまして方針を変更ないということを確認させていただきます。

以上を踏まえまして、「発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる」とさせていただいております。

説明は、簡単でございますが、以上でございます。

(岡委員長) それでは、質疑を行います。佐野委員からどうぞ。

(佐野委員) ありがとうございます。

今回、行政側（がわ）の規制の改正に伴い設置方針を追加することになるわけですが、こういうことが過去にあるのか、あるいは、今後とも同じような案件が出てくるのか、その点をよろしくお願いします。

(山口安全管理調査官) 規制庁の山口です。お答えします。

このバックフィットという制度は規制委員会ができてから新たに導入された制度でございますけれども、規制、基準を見直すことによって、その時点で許可を持っていた人たちに対しても遡及適用していくということにつきましては、今回は書きぶりの、実態上の評価とは別に、規制要求上の変更があったということで、これを適用したというのはこのケースが初めてのものだったと承知をさせていただきます。

今後につきましては同様に、基準が見直しがあれば、その時点で許可を有しているものであったとしても、その内容を厳格に適用して確認をしていくという姿勢に変わりはありません。

以上でございます。

(佐野委員) ありがとうございます。

(岡委員長) 中西委員、いかがでしょうか。

(中西委員) 平和の目的以外に利用されるおそれはないということで、私もこのとおりでいいかと思えます。

(岡委員長) ありがとうございます。

私も特に質問ございません。

そのほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題1は以上でございます。

議題2について、事務局からお願いします。

(竹内参事官) 次に、今後の会議予定について御案内いたします。

次回、第26回原子力委員会の開催につきましては、日時、7月17日10時から、開催場所と議題については調整中です。議題については後日、原子力委員会ホームページ等の開催案内をもってお知らせいたします。

(岡委員長) ありがとうございます。

そのほか、何か委員から御質問。

それでは、御発言ないようですので、本日の委員会はこれで終わります。ありがとうございました。